

公共の用に供されている固定資産に係る相続税等の非課税措置等を求める意見書

本市においては、地域福祉活動や防災活動、学習や情報交換のための場としてコミュニティセンター（集会所）を設けており、その敷地を所有者から借り受ける場合がある。また、「子育てするなら名古屋で」を標榜する本市は、事業の円滑な実施を図るため保育事業や放課後児童健全育成事業用の家屋や敷地の提供を所有者に呼びかけている。

このように無償貸与された家屋や敷地の固定資産税及び都市計画税については、地方税法による非課税措置が講じられているほか、公益性が高いことから、本市の減免条例により減免措置を講じているところであり、その結果家屋や敷地の提供の促進につながっている。

しかし、同じ資産課税として分類される相続税及び贈与税については、公共の用に供するため地方公共団体等に無償貸与されている固定資産も課税対象となっているため、住民が行政に積極的に協力するインセンティブを低下させ、家屋や敷地の提供を妨げるおそれがあり、ひいては住民の地域福祉活動や子育てに悪影響を及ぼしかねない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、公共の用に供するために地方公共団体等が無償で借り受けている保育事業や放課後児童健全育成事業、コミュニティセンター用等の固定資産について、相続・贈与により取得した後も引き続き無償貸与することを前提として、相続税及び贈与税の非課税または減額措置を新設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9月27日

名 古 屋 市 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣

} 宛（各 通）